

指名停止措置状況

指名停止業者	所在地	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	根拠規定
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市	令和7年2月27日	令和7年5月26日	3か月	別表2.6.2ウ
株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市	令和7年2月27日	令和7年7月26日	5か月	別表2.6.2イ

※1 指名停止を受けた業者で、改善措置等の報告が未提出の方におかれましては、「指名停止通知書」のとおり、財務室まで早急に提出願います。

※2 根拠規定欄の表示方法

例:「別表2.6.1.ア」とは、「明石市入札参加者等指名停止基準、別表第2第6項第1号ア」に該当することを表します。

※3 上記の指名停止措置状況は、「明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第2号、別表第2第8項第7号及び別表第2第8項第10号」の規定による指名停止業者を除きます。